



Human Rights Now



2020年5月22日

164-0001 東京都中野区中野 4-10-2
中野セントラルパークサウス
キリンホールディングス株式会社
代表取締役社長
磯崎 功典 殿

ミャンマーにおける御社の事業展開について

私たち市民社会グループ（以下に連名）は、ミャンマーにおけるキリンホールディングス株式会社（以下「御社」）の事業内容について再考をお願い申し上げたく本書簡を差し上げます。具体的には、軍系企業ミャンマー・エコノミック・ホールディングス社（以下 MEHL）との合弁事業提携の解消の要請です。同社は、ロヒンギャ・ムスリムやラカインをはじめとする少数民族への広範かつ継続的な人権侵害を行なっているミャンマー国軍（タツマドー）と繋がりがあります。当該事業提携は御社の人権方針に反し、かつ世界的なイメージに悪影響を及ぼすものです。

ラカイン州における国軍の人権侵害

2017年8月以降、ミャンマー治安部隊が民族浄化のキャンペーンを展開し、ラカイン州のロヒンギャ・ムスリムに対して、殺害、性暴力、強制退去をはじめとする数多くの人道に対する罪を犯しました。その結果、過去2年間で74万人超が隣国のバングラデシュに国外脱出しました。

2018年に国連が設置した事実調査団（以下「FFM」）は、軍による残虐行為が「戦争犯罪および人道に対する罪のレベルに達した」との調査結果を[報告](#)しました。同年10月に FFM のマルズキ・ダルスマン議長が、ラカイン州の事態は「進行中のジェノサイド」に相当すると述べています。

FFM は 2019 年 9 月の[報告書](#)で、ミャンマー国軍ならびに軍系企業の MEHL やミャンマー・エコノミック・コーポレーション（以下 MEC）と関係する「あらゆる外国の企業活動」が、「国際人権法および人道法違反に寄与あるいは関与するリスク」を負っており、「少なくともこうした外国企業がミャンマー国軍の財政能力を支援している」と結論づけました。FFM は、国際人権法および人道法の現在進行中と今後の違反を阻止するために、軍の「財政的孤立」を強く求めています。

ミャンマーの人権状況に関する国連特別報告者ヤンヒ・リー（李亮喜）氏は、2020年3月4日付の報告書で、「ミャンマーで事業を展開している企業は、サプライチェーンも含む事業全般で、[国連] ビジネスと人権に関する指導原則に沿って、人

権を尊重する」よう勧告しました。また、企業は「とりわけ紛争地域に関する（相当の）注意義務を強化し、リスクが高すぎると判明した場合は事業の縮小を検討しなければならない」としています。

ミャンマー政府は依然として、多くの国連機関や多数の国際人道支援組織、人権団体、独立系報道機関のラカイン州へのアクセスを認めていません。同政府は自ら設置した国際調査委員会（以下 ICOE）によって国際的な調査を可能にしたと主張しますが、完全な最終報告書は発表されておられません。そして、ICOE が公開した概要には、調査方法および実施の不完全さ、及びこれまで報告されているロヒンギャ・ムスリムへの重大な人権侵害との大きな乖離がみられます。しかし、いずれにせよ概要は、軍事上の不正行為があったことを認めており、その点で御社が注視すべき重要事項が含まれています。

軍事行動に対する国際社会の非難は非常に強いものです。2020年1月23日、国際司法裁判所が全員一致で、ラカイン州におけるジェノサイドの防止、および過去の犯罪証拠の保全をミャンマーに義務づける「暫定措置」を決定しました。前年2019年11月には国際刑事裁判所（以下「ICC」）が、人道に対する罪、すなわち国外追放その他の非人道的行為、ならびにミャンマーで始まり、ICC 締約国のバングラデシュでも続いたロヒンギャ・ムスリムの迫害を捜査する権限を、同裁判所の検察官に付与しました。

ミャンマーでの人権侵害とのつながり

2015年、御社はミャンマー国軍が所有する MEHL との合弁事業提携により、ミャンマー・ブルワリー社（以下 MBL）株式の 55% を [買収](#) されました。その後、御社は発行済株式総数の 4% を MEHL に [譲渡](#) しました。続いて 2017 年には MEHL との別の合弁事業でマンダレー・ブルワリー株式の 51% を [買収されました](#)。2019 年度の FFM の報告書でも、御社と MEHL の提携関係が言及されています。

[アムネスティ・インターナショナル](#)によると、御社の子会社である MBL は、2017 年 9 月～10 月の間に、ミャンマー国軍に少なくとも 3 万米ドルを寄付しました。これは、ロヒンギャ・ムスリムに対する軍の民族浄化キャンペーンが最高潮に達していた時期と重なります。

2018 年 12 月 14 日、御社は、MBL が 2017 年 9 月 1 日に MEHL に対し行った 6,000 米ドルの寄付が「人道支援目的に使用されたことを最終的に確認するまでには至っていない」と [報告しました](#)。その際に、「MBL による新規の企業寄付の見合わせ」を含む 6 つのアクションプランを発表しました。

2018 年 6 月 15 日付の [ニュースリリース](#) では、2017 年 9 月 27 日および 10 月 3 日の寄付について、前者は「2,000 米ドル分の米と食用油」を、後者は「社内外から 22,500 米ドルの寄付金を集めて、MBL が「被害者及びボランティアの方々」に直接寄付しており、ミャンマー国軍にわたったという認識はありません」と説明しました。

[アムネスティ・インターナショナル](#)によると、ミャンマー国軍への 3 件の寄付に関

し、御社は独立した調査を行っておらず、主張を裏づける記録文書も提供していません。

人権擁護へのコミットメント

御社が、国際人権章典および国連ビジネスと人権に関する指導原則等、人権への国際的コミットメントを尊重すると表明した「[キリンググループ人権方針](#)」の遵守を「事業活動における人権尊重の取組みに関する全ての文書・規範の上位方針として位置付けている」のであれば、即時の行動が求められています。MEHL との提携関係を解消し、ミャンマー国軍に対するこれ以上の寄付を阻止することです。当該提携関係は、御社の世界的な評判を下げる一方、ミャンマー国軍にとっては良いイメージアップの機会です。ロヒンギャ・ムスリムに対して綿々と続く数知れない国軍の残虐行為を歪曲し、そのうわべを飾る一翼を担っているからです。

ミャンマーで国軍に資金を提供せず、またその評判に正当性を与えない方法での事業展開を決断すること、とりわけ MEHL との提携を解消することにより、国軍、政府、そして国際社会に強い姿勢を示すことができます。ロヒンギャ・ムスリムに対する重大な国際犯罪には必ず報いがあり、隣国バングラデシュで過酷な状況下に置かれている 74 万人ものロヒンギャ難民の存在が忘れ去られることは決してないというメッセージを与えることができます。

キリンググループ人権方針に含まれる国際人権基準に沿った解決に向けての前進のために、この度、本書簡を非公開で御社に送付いたします。今後、本書簡を公開する予定です。本書簡に対してコメントをいただける場合は、本書簡と合わせて御社の回答を公表させていただければと思います。ご多忙の中恐れ入りますが、回答は 2020 年 6 月 12 日までにお送りください。また、前述の懸念について磯崎社長ご自身、あるいは御社代表と協議することができれば幸いです。

本要請のご検討に御礼申し上げます。どうぞ宜しくお願い申し上げます。

認定 NPO 法人ヒューマンライツ・ナウ

国際人権 NGO ヒューマン・ライツ・ウォッチ

特定非営利活動法人日本国際ボランティアセンター

認定NPO法人シャプラニール=市民による海外協力の会